

発監理第41号
令和8年3月5日

株式会社トーニチコンサルタント
代表取締役 横井 輝明 様

七尾市長 茶谷 義隆

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が独占禁止法に違反する行為を行ったことは誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後はおかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

1 指名停止の期間	令和8年3月5日から 2箇月 令和8年5月4日まで
2 指名停止の理由	地方公共団体等が発注する跨線橋点検等業務をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会は違反事業者を公表し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことを発表した。 上記事実は、「七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱」別表第2第8号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められるため、指名停止とする。